

Title	韓国労働運動史の一駒：1970年代女子労働者の闘争と都市産業宣教活動
Sub Title	A scene from labour movement history in Korea : the strikes of the female workers affected by the urban industrial mission in the 1970's
Author	吉田, 千代
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.特別号-I (1990. 9) ,p.104- 121
JaLC DOI	10.14991/001.19900901-0104
Abstract	
Notes	飯田鼎教授退任記念論文集：社会政策・労働運動史・労働問題
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900901-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

韓国労働運動史の一駒

—1970年代女子労働者の闘争と都市産業宣教活動—

吉 田 千 代

目 次

はじめに

- 1 1970年代女子労働者の状況
- 2 キリスト教都市産業宣教活動の展開
- 3 労働組合女子幹部の出現
- 4 東一紡織女工の争議
- 5 結びにかえて——女子労働者の人権宣言

はじめに

韓国の労働組合運動は、第2次大戦前の日本の統治下での発祥以来、多分に政治的性格の伴う歴史をたどってきたと言ってもよいが、解放後の労働運動について、朴玄塚氏は次のような時代区分をしている。

(1)1945年～50年 左翼の朝鮮労働組合評議会主導と左右対立の激化の時期。(2)50年～53年 朝鮮戦争による労働運動不在の時期。(3)54年～60年4月19日（李承晩政権崩壊）労働諸法制定に裏づけられた労働運動の再台頭、自由党（総裁李承晩）による御用化と民主的労働運動の提起の時期。(4)60年4月19日～61年5月16日（朴正熙による軍事クーデター）に至る間、朝鮮戦争前の政治志向的性格が下からの大衆的要求と結合する可能性を大きく帯びていた時期。(5)61年5月16日～69年 産別組織をもつ中央集権的体系下の韓国労働組合総連盟（韓国労総）による画一的支配と経済闘争を主とする労働運動が支配的な時期。(6)70年代に入って、小市民的保守性克服の兆しが現れはじめた時期の6区分である⁽¹⁾。

注目すべきは、この第5期以降の経済開発計画で労働者階級の占める政治的位置が、国民経済上の必要と国家安全保障上の理由によって、大きく後退したことである。すなわち、70年12月に発効した「外国人投資企業体の労働組合および争議調整に関する臨時特例法」は、外資導入を促進するため外資企業における労働組合の結成および争議にいたる権利をすべて否定したし、71年12月の

注（1） 朴玄塚「解放後韓国労働運動の展開過程——史的概念とその反省——」（『シアレソリ』1978年1月号）参照。

国家非常事態宣布後に制定された「国家保衛に関する特別措置法」は、労働三権のうちの団体行動権と団体交渉権を全面的に否定した。さらに72年3月に通達された「国家非常事態下の団体交渉権等の調整業務処理要領」によって、労働運動は国家の介入によってのみ自分たちの要求を提示するはかなくなり、労働関係法は制約条件を拡大され、労働者階級はきわめて不利な立場におかれることになった。

このような状況下の70年代初頭に、ソウル平和市場の青年縫製労働者全泰尙が焼身自殺という非常手段をもって、その生存権の問題を世に訴えたことは、小市民化した既成労働組合への批判の矢を放ったものとして、韓国労働運動史の上に一転期をもたらした。輸出主導型経済政策の下で低賃金労働力として位置づけられていた女子労働者たちは、人権を奪われる苦しみの中で勇気ある闘争を展開したのである。

その陣頭に立ったのが、息子全泰尙の遺志を継ぐ母の李小仙であることは広く知られている。70年代の韓国の労働運動は、想像を絶する弾圧の中で女性がリードしたのである。儒教的倫理観が濃厚な伝統的男尊女卑の社会において、72年には、東一紡織仁川工場の女工たちが初めて労働組合の支部長に女子労働者を選出した。これは韓国労働史の上で画期的なことであった。だが、自律した女子労働者の権利を守る組合活動は、男子労働者中心の既成組織をも包摂する経営側の強大な権力構造の前に凄絶な闘いを余儀なくされた。

70年代の女子労働者たちによる数多くの闘争には、韓国キリスト教都市産業宣教会が関与して女子労働者の運動を支援したことは、あまねく指摘されている。しかしながら、労働史研究者の間では厳しい弾圧下での資料的制約のため、わが国においては、ほとんど注目をあつめなかったように思われる。

本稿は、1960年代初頭から労働者のおかれている状況に積極的な関心を示した韓国キリスト者の伝道活動が、70年代には、韓国都市産業宣教会活動へと発展して女子労働者の間に滲透して行く過程を、東一紡織仁川工場を中心に明らかにしてみようとするものである。そこで先ず、70年代の女子労働者の一般的状況からみて行くことにしたい。

1 1970年代女子労働者の状況

就業状態

韓国の女子労働者数は、1970年代に入って急速な伸び率を示している。経済企画院の『韓国統計月報』によれば、女子就業者人口は1969年の332万6千人から、76年には482万人に増加した。この間の年平均増加率は5.5%である。同じ期間内の男子就業者人口は、69年の608万8千人から、76年には773万6千人に増加しているが、その間の増加率は3.5%である。したがって、増加率においては女子の方が上回っている。また、就業総人口に占める女子の割合は、69年の35.3%から、76年には38.4%へと増大している。

次に、女子就業者の産業別構成比を労働庁の『韓国労働統計年鑑』に基づいて、69年から76年への推移をみると、農林水産業は56.6%から49.5%に、社会間接資本およびその他サービス部門は30.1%から30.6%に変化した。鉱工業部門では、13.3%から21.4%へと大幅な伸びを示し、その中でも製造業分野への女子就業率は、12.9%から21.2%へと著しく増大した。工場勤務の女子労働者数は、76年末には103万人を超えた。

これら女子労働者の大多数は、農村または都市貧民出身者である。74年の労働庁『女性勤労者実態調査報告書』によると、郡小都市および農村出身者が63.8%を占め、ソウル・釜山・大邱・仁川・光州など五大都市、および道庁所在地の都市出身者は28.7%である。

賃金と労働時間

まず賃金をみよう。1975年のILO『労働統計年鑑』の資料に基づき韓国労働者の時間当たり賃金水準をみる場合、0.46ドルである。これは、アメリカの4.80ドルの10分の1、西ドイツの3.94ドルの8.5分の1、日本の3.21ドルの7分の1にすぎない。しかも、韓国においては、次のような男女間の賃金格差がみられる。

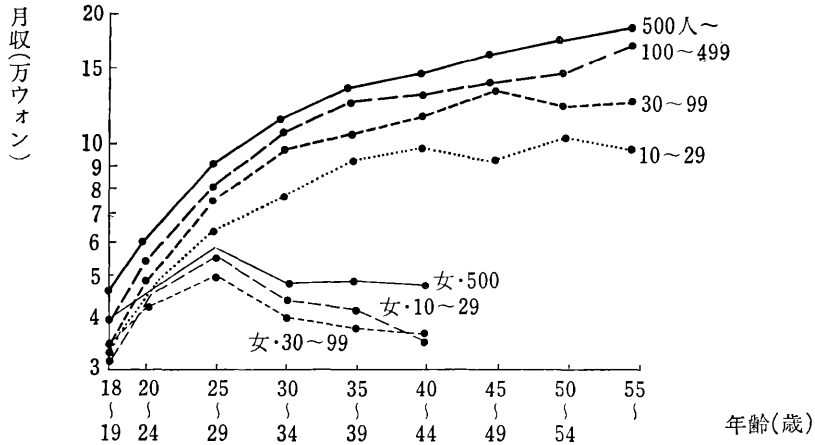
表1 規模別、性別、年齢別賃金——1977、製造業

年 齢	規 模 計		10~29人		30~99人		100~499人		500人~		
	人数(人)	月 収 (ウオン)	人 数	月 収	人 数	月 収	人 数	月 収	人 数	月 収	
男	計	815,909	91,547	84,623	67,054	157,967	80,920	284,219	92,487	289,100	103,598
	~17	19,087	30,664	4,333	26,755	5,634	29,475	6,656	31,816	2,464	37,141
	18~19	65,964	39,429	9,213	32,353	17,124	35,726	23,323	79,788	16,304	46,803
	20~24	131,537	53,912	16,106	45,343	28,518	48,875	45,496	53,827	41,417	60,805
	25~29	193,373	82,249	15,284	64,150	32,103	74,054	66,362	80,901	79,624	90,151
	30~34	172,070	106,926	13,009	76,783	27,190	97,908	60,269	107,691	71,602	115,185
	35~39	115,599	123,402	10,849	92,849	20,105	107,693	41,291	126,729	43,354	135,165
	40~44	61,284	128,903	6,661	98,714	12,645	117,097	21,754	130,177	20,224	144,858
	45~49	32,283	139,275	4,250	91,443	7,393	136,940	11,054	139,249	9,586	162,314
	50~54	15,504	139,619	2,780	104,470	3,991	124,932	5,427	146,173	3,306	176,146
	55~	9,208	139,753	2,138	96,689	3,260	127,053	2,587	170,685	1,219	183,646
女	計	900,100	41,671	37,864	39,692	105,944	38,753	301,494	38,875	454,798	44,369
	~17	79,809	31,791	4,005	26,223	9,126	27,885	30,079	29,581	36,599	35,191
	18~19	253,737	36,669	9,194	31,977	30,235	34,029	89,091	34,637	125,217	39,096
	20~24	455,082	44,731	16,076	44,556	46,108	42,644	140,880	42,002	252,018	46,650
	25~29	45,636	54,630	2,759	56,568	6,380	49,897	14,624	50,840	22,233	58,180
	30~34	17,911	43,690	1,138	43,707	3,987	39,813	7,009	42,224	5,777	48,140
	35~39	21,798	41,694	1,839	41,630	4,460	37,880	9,166	38,600	6,333	48,877
	40~44	15,001	41,078	1,489	35,708	3,021	36,512	6,455	40,679	4,036	47,114
	45~49	7,224	45,703	912	40,262	1,386	38,184	2,951	39,845	1,975	62,245
	50~54	2,986	47,640	388	33,430	840	37,617	1,243	46,608	515	77,188
	55~	916	40,513	64	36,783	401	38,012	356	40,856	95	52,297

(資料出所) 韓国労働庁, *Report on Occupational Wage Survey, 1977.*

注:「月収」とは、「きまって支給する給与」をあらわしている。残業手当を含み、期末一時金を含まない。

図1 年齢別賃金——1977, 製造業・男女, 規模別



(資料出所) 韓国労働庁, Report on Occupational Wage Survey, 1977.

労働庁 1977年3月「職種別賃金調査」で製造業の場合をみると(表1), 女子労働者の平均月収は41,671ウォンであるが, これは男子労働者の平均月収91,547ウォンの45.5%である。これを年齢別に比較すると男子の場合は年功的に上昇を示すが, 女子の場合は, 20歳代後半まではやや上昇しても, その後は低下している(図1参照)。

さらに規模別に男女賃金格差をみると, 女子は, 就業率の最も高い20歳代前半では, 10~29人規模は98%で差は少ないが, 30~99人規模では87%, 100~499人規模は78%となり, 500人以上の規模では73%に下り, 規模が大きいほど男子との格差が広がる。しかも, 20歳代後半になると, それぞれの格差は, 80%, 67%, 63%, 65%, とさらに開き, 30歳代前半では, 57%, 41%, 39%, 42%, となり, 女子は男子の賃金の半分にも充たないことになる。このような性別賃金格差は, 他国と比較してみても著しさが目立つ(表2参照)。

次に労働時間について, 1980年労働部統計「職種別賃金実態調査報告書」で製造業従事者の月平均労働時間をみると, 男子は236.7時間であるが, 女子は240.9時間と長くなっている。中卒学歴以下の生産職および関連職に従事している女子の労働時間は245.6時間にもなり, 一般に女子労働者の方が, 男子労働者よりも長時間働いていることになる。彼女たちは労働時間が長くなるほど, 仕事を辛く感じている(表3参照)。また, 女子労働者の3分の2が夜間労働を経験していて, 交替制による徹夜作業場が多くあるといえる(図2参照)。

表2 男女賃金格差の国際比較

(1981年基準)

国名	男子	女子
韓国	100.0	44.8
日本	100.0	53.3
フランス	100.0	87.7
西ドイツ	100.0	72.5
オランダ	100.0	77.4
スイス	100.0	68.2
イギリス	100.0	69.5

資料: ILO「労働統計年鑑」1982。

注(2) 表1および図1は, 日本労働協会編『韓国の労働事情』1980年, 80・83頁より引用。

(3) 表2, 表3, 図2は, 辛仁弐「韓国の組織労働者と女性」より再引用(李順愛編訳『分断克服と韓国女性解放運動』御茶の水書房, 1989年, 181, 182頁)。

表 3 労働時間別「賃金に比した労働強度」に対する意見

労働時間	意見					計
	たいへん辛い	少し辛いほうである	特に辛くはない	よいほうである	よくわからない	
8時間未満	93 17.6	316 59.8	82 15.6	15 2.8	22 4.3	528 100.0
8時間	1,452 15.3	5,793 63.2	1,458 15.9	204 2.2	255 2.8	9,162 100.0
9時間	393 28.4	745 53.8	178 12.9	22 1.6	46 3.4	1,384 100.0
10時間	508 17.0	1,780 59.5	528 17.6	61 2.1	114 3.8	2,991 100.0
11時間	192 16.8	729 93.9	165 14.5	21 1.8	34 3.0	1,141 100.0
12時間	747 30.2	1,378 55.7	273 11.0	30 1.2	48 1.9	2,476 100.0
13時間	51 36.6	61 44.1	19 14.0	1 1.1	6 4.3	138 100.0
14時間	51 42.5	54 45.0	9 7.5	1 1.3	4 3.8	119 100.0
15時間以上	316 54.1	229 39.2	36 6.2	1 0.3	1 0.3	583 100.0
計	3,803 20.5	11,085 59.8	2,748 14.8	356 1.9	530 2.9	18,522 100.0

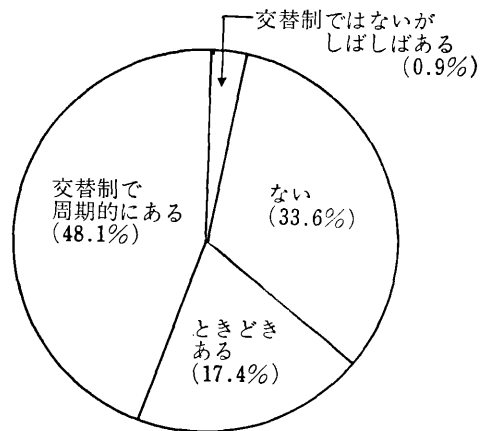
資料：韓国労総「組織女性労働者の勤務実態に関する調査研究報告書（I）」1978，p.138。

低賃金と長時間労働は女子労働者の大きな不満要因となっているが、その桎梏のなかで彼女たちは、工場の寄宿舎あるいはその周辺の借間で共同生活をしている。自宅通勤の場合にも貧民村の借家住いで、家計の上では重要な役割を負わされている者が多い。その事例に触れてみよう。

ソウル冠岳区新林三洞で板子屋に借家住いの26歳の女性は、両親の死後8年間女工として働き弟4人を養っているが、彼女の月給は42,000ウォン、これで家族5人が生活する。1日1食は小麦粉汁にしなければならない。彼女の雑費は7,000ウォンまでにきめているが、交通費が3,000ウォン、工場で時折食べるうどんが700ウォン、肌着や靴下代などが1,300ウォンである。それに時々工場に来る行商からブラウスカスラックスでも買えば、月賦代を500ウォンから1,000ウォン位は支払わねばならない。弟たちにはラーメンを作るが、彼女自身は1日2食で3年間暮してきた。「夏にいくら暑くても コカコーラ1本、アイスクリーム1個さえ口にしたことはありません」という。

ソウル市内のかつら工場で働く経歴8年の技能女工の場合、残業手当も合せて月収45,000ウォン

図 2 夜間労働現況



資料：韓国労総『組織女性労働者の勤務実態に関する調査研究報告書』1978，p.141。

ンである。生活苦のために工場から帰宅後は、下請の内職を深夜の3時頃まで続けてかつらを作る。この月収が30,000ウォンである。彼女の1日平均作業時間は工場勤務が残業を含めて11時間、家での内職が6時間位である。睡眠不足で体調もくずれるが、輸出向けのかつらは、このような女子労働者の手によって作られていた⁽⁴⁾のである。

作業環境

1970年11月13日、ソウル平和市場清溪川辺工場において「勤労基準法（労働基準法）を遵守せよ」「労働者の酷使をやめよ」と絶叫して全身に石油をかけ、女工たちの労働条件の改善を訴えて焼身自殺を遂げた22歳の裁断師全泰壺は、その死の直前の9月に労働条件実態調査を行った。女工126人を抽出して調査した結果、120人（95%）が1日に14～16時間の労働をしており、96人（77%）が肺結核に感染または気管支炎を起していた。神経症、胃腸病は102人（81%）あり、126人全員が眼病にかかっていた。彼は、調査報告書と共に「平和市場被服製品商業従業員勤労改善嘆願書」を、10月16日、労働庁長官に提出した。だが、監督官は彼に取りあわな⁽⁵⁾かった。

全泰壺が死をもって告発した翌年の1月に、労働庁が平和市場、同和市场、統一市場を調査した結果、工場の粉塵が許容基準量の2倍をこえ、照明度は基準の半分以下という劣悪な作業現場の実態が確認されたが、その惨状は70年代の後半においても解消されていなかった。

コントロール・データ・コリアの労働組合が、77年10月、組合員1,131人中の620人を対象に調査した結果は、胃腸病が34%、視力減退は23%であった。胃腸病は、労働強化による強迫感と早朝出勤のための欠食が原因と指摘され、視力減退は、顕微鏡と鉛を使用している女工354人中の70%に⁽⁶⁾現れていた。また鉛中毒による皮膚病は、鉛溶接をする女工の48%にのぼる。

作業環境や職業病の問題で深刻なのは、職業病の診断が不分明であって、たとえ職業病で苦しんでいても何らの法的保護もうけられない場合が多く、労働力が磨滅すれば職場から追放されるという⁽⁶⁾ことである。

60年代から70年代を通して工業化を積極的に推進した韓国は、輸出主導型経済成長政策の下で顕著な発展を遂げたが、その背後には、何よりも安い労働力として位置づけられた女子労働者たちが、劣悪な作業環境の下で過酷な労働に従事していたのである。

2 キリスト教都市産業宣教活動の展開

開拓期（1957年～67年）

1987年現在の韓国総人口は、4,342万人であるが、そのうち、キリスト教徒数は29%に当たる1,264

注（4） 金一哲『火花よこの闇を照らせ』新教出版社、1979年、56-7頁参照。

（5） 前掲書、63頁参照。

（6） 同前、79頁参照。

万9千人(カトリックが231万2千人、プロテスタントは1,033万7千人)⁽⁷⁾に達している。教会による産業社会への伝道は、1957年に、労働社会の救いを目的としてカトリック労働青年会(JOC)が組織されたのを最初とする。

プロテスタント系では、58年に米国連合長老教会海外宣教部のアジア地域産業伝道担当牧師ヘンリー・ジョンスの韓国訪問を契機に、イエス教長老会女子伝道会の全国連合会において、同年4月、カン・ギュンス伝道師を永登浦地域の産業伝道師として公式に派遣した。以来、61年聖公会、監理教(メソジスト)、62年勤労伝道会、63年キリスト教長老会、等の各教団において伝道機構がつくられ、ソウル、仁川、黄池、釜山、大邱、大田、等で伝道活動がはじまった。そして64年7月には、これらが連合して韓国産業伝道協議会が発足し、活動も軌道にのり出した。

57年から67年までの活動は、産業社会の中での礼拝行為を中心に、教育や信徒グループの奉仕活動、相談など、教会の伝道路線の延長として経営者と労働者の双方を対象とするものであった。しかし、10年にわたる産業社会での伝道活動の体験を通して、実務にたずさわる牧師らの間には、しだいに抑圧されている弱い立場にある労働者の側に立つという福音理解への新たな自覚が生まれた。

都市産業宣教への発展

68年には、それまでの産業伝道(Industrial Evangelism)という言葉は、都市産業宣教(Urban Industrial Mission, 略称 UIM)と改められた。そして以後、教団や教区が直接宣教活動に出かける形態は減少して、労働現場を中心の宣教委員会が組織され、実務者の資格も、現場労働のきびしい体験と訓練を経てのみ認められるようになった。そのため牧師も神父も身分を隠して工場労働者となった⁽⁸⁾。やがて、これら実務者の間には連合前線が形成されて、71年に韓国都市産業宣教連合会ができた。

他方、68年に延世大学では都市問題研究所が発足して都市のスラム問題にとりくみ、都市宣教実務者の訓練養成と同時に、スラムの住民自らが組織的に問題解決をするという、新たな宣教活動の方法論を提起した。69年10月24日には、ソウル市民会館において「社会発展と労働問題講演会」が産業社会で宣教活動に従事する9団体の主催で開かれた。UIMは、この講演会を通して経済発展に劣らず社会発展が重要であること、そのためには労働者を人間として待遇し、その発展に参加できるようにすることが急務であると主張した。

71年には、UIMの活動に関心をもつ教会指導者が集まって韓国産業問題協議会が設置された。その後は、この活動を諸教団の組織的連合の下に発展させることになり、名称をクリスチャン社会行動協議体と改め、カトリック4団体(大学生連合会、JOC、労働壮年会、安養勤労者会)と、プロテスタント7団体(永登浦 UIM、基督教仁川 UIM、基督教学生会総連盟、クリスチャン・アカデミー、YMCA、YWCA、首都圏都市宣教委員会)が参加した。これは、72年10月17日に維新憲法が制定され

注(7) 資料『基督教大年鑑』基督教文社、1989年版。

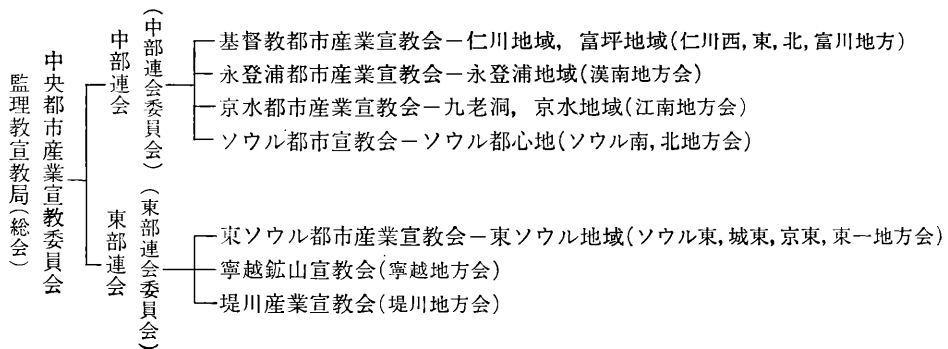
(8) 現場労働者としての体験訓練期間は、通常、男性は1か年、女性は6か月間である。

てからは、活動の停止や名称・組織の変更などを余儀なくされたが、75年2月、先の韓国都市産業宣教連合会と共に組織を発展させ、韓国教会社会宣教協議体として再出発した。

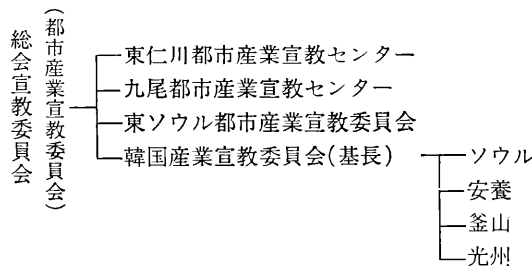
この協議体は、労働者、都市住民、学生、青年、農民の各分野にわたる状況の認識に当って、政治的経済的問題性を個々の問題を通して明確にしていった。しかし、UIM 活動の各実務者組織が教団別に整っていることから、76年9月をもって連合組織としての役割は終えた。UIM と JOC、およびカトリック農民会の実務者らは、同年10月1日に趙和順牧師を会長として韓国教会社会宣教協議会を発足させたが、それぞれの UIM は、各教団直属で独自の活動を継続した。

78年3月1日現在の UIM 組織を、各教団宣教部の機構組織表によってみると、次の通りである。⁽⁹⁾

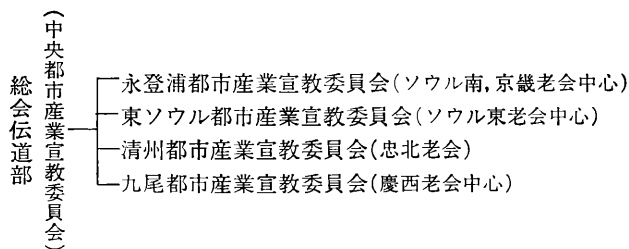
1 基督教大韓監理会 (メソジスト)



2 大韓基督教長老会



3 大韓イエス教長老会



注(9) 資料：韓国基督教教会協議会・都市産業宣教問題対策委員会『都市産業宣教問題調査報告書』(1979年9月15日) 79～81頁。

UIM の活動領域

68年から72年に至る間は、韓国教会における UIM 活動の転換期であった。それは、当初の労働者を教会内に導入して救済するという保守的立場から脱皮して、労働社会に生起する種々の問題を弱い立場にある労働者と共にさぐり、解決して行くことを UIM の課題として取りくむ姿勢を鮮明に打ち出したことである。労働者の権益および人権保護の闘いを積極的に支援し、労働組合の結成に当っても組織化に協力した。74年度に韓国労総傘下に組織された労働者2万余人のうち、1万6千人余は UIM に協力する組合員であった。⁽¹⁰⁾

UIM は労働者の教育、とりわけ、労働運動リーダーの養成に力を入れた。また労働組合の要請をうけて労働教室を開いた。仁川、永登浦、城東、安養、光州、釜山など各地で労働者意識化のプログラムが作成された。清溪被服労組の要請に応じて平和市場の女子労働者のために、YWCA の協力を得て中学校課程の教育プログラムを6か月間実施したりもした。小学校卒や中学中退で就労する者は多く、女工の73%は中卒以下である（表4参照）。

表 4 学歴別労働者数 (単位：名，%)

性別 学歴別	計	男 子	女 子
全 学 歴	2,728,805 (100.0)	1,660,874 (100.0)	1,067,931 (100.0)
中 卒 以 下	1,567,120 (57.4)	787,496 (47.4)	779,624 (73.0)
高 卒	828,534 (30.4)	572,479 (34.5)	256,055 (24.0)
短大(専門)卒	68,030 (2.5)	55,642 (3.4)	12,388 (1.2)
大 卒 以 上	265,121 (9.7)	245,257 (14.8)	19,864 (1.8)

注：10人以上の事業体が対象。

資料：労働部『職種別賃金実態調査報告書（I）』1980。

さらに重要なことは、73年以降、数次にわたって韓国労総の運動路線を批判する声明を出して、労働運動に対する UIM の主張を明らかにしたことである。すなわち、73年12月10日の世界人権宣言の記念日を期して、韓国・米国・日本の三政府に対し、韓国労働者の権利が侵害されないようにとの建議書を送ったのを始めとして、74年1月5日には、韓国毛紡事件と関連して韓国労総を非難する決議文を採択、同年11月25日には、韓国教会労働法改悪反対闘争委員会の名義で労働法改正（産別組合の否定、労働三権制約条件の拡大、調停業務の行政官庁移譲）に対する批判決議文を発表した。そして、75年1月以降は「韓国労総に送る勧告文」を発して、維新体制下で御用組合化した労総に対し、路線の是正と公開討論を提案した。

だが、こうした UIM の活動も、72年10月の維新憲法発効以後は、受難の道を迎った。実務者の大半が1、2回は投獄され、警官の監視と尾行の対象にされていた。とりわけ、76年以降の東一紡織女工の争議過程を通して、この傾向は深刻なものとなり、警察に連行され取り調べをうける実務者が続出した。

注 (10) 「日韓 UIM 協議会報告書・UIM の発展過程と現状」(『福音と世界』1978年8月号) 参照。

表 5-1 実務者全体の数と地域的現況

地域別 種別	地域別										計
	ソウル	安養	仁州	清州	亀尾	釜山	済州	光州	その他	宣教師	
産業宣教	24	2	8	2	2	1		2		1	42
都市宣教	9						1	1	4		15
計	33	2	8	2	2	1	1	3	4	1	57

注1. 都市産業宣教の専任実務者だけを記す。

注2. JOCの場合闘士が全国に5,000名。

注3. 各機関ごとにボランティア実務者又はパートタイマーがおり、その数約40名。

表 5-2 教団別実務者の現況

教団別 種別	教団別					計
	カトリック	監理教	イエス教長老会	基督教長老会	その他	
産業宣教		4	14	10	14	42
都市宣教			5	1	9	15
計		4	19	11	23	57

表 5-3 実務者の実務経歴

年数	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	計
人数	31	6	4	7	9	57

資料：『第一回日韓UIM交流会報告集』関西キリスト教都市産業問題協議会，1978年10月，40頁。

表 6 韓国キリスト教会信徒数の推移

単位：信徒数—1000人

年度	プロテスタント系教会			カトリック教会			信徒総数 (千人)
	教会堂数	教職者数	信徒数	教会堂数	教職者数	信徒数	
1966年	7,487	19,653	886	1,164	3,003	784	1,670
1976年	17,846	21,948	4,659	2,265	3,921	1,053	5,712
1977年	19,457	23,526	5,001	2,308	4,130	1,094	6,095
1978年	20,109	25,708	5,294	2,339	4,303	1,140	6,438

資料出所 経済企画院『韓国統計年鑑』1968年，1979年版。

78年4月現在，プロテスタントとカトリックの都市産業宣教の専任実務者数は57名である（表5-1～3参照）。20年に亘るUIMの歴史の中で活躍し，既に第一線を退いた実務者の数は50名を越えているが，これらを合せても，UIMの実務者が直接韓国の労働者階級に与える影響力は，ごく限定されていた。とはいえ，この間に韓国のキリスト教信徒数が急速に増加している事実にも注目する必要がある。

表6は，1960年代の後半から70年代にわたる韓国教会の信徒数の推移をみたものであるが，66年に167万人であった信徒数が，76年には571万2千人となり，10年間に3倍を越える勢いを示してお

り、78年には、643万8千人に増大している。すなわち、都市産業宣教は、このような韓国教会の発展と相まって活動が展開され、多数の教職者と信徒たちが実務者の背後にあって、UIMの活動を支援していたことも指摘しておかねばならない。

事実、数百万人の信徒数を擁する韓国のキリスト教会は、社会的にも大きな影響力をもちはじめ、権力支配や植民地支配を批判して抑圧された民衆の側に立つキリスト教としての「民衆の神学」が生み出されていた。大学卒の学歴を隠して工場で働くといった若者たちによる「人民の中へ」運動が静かに広がっていたのである。

3 労働組合女子幹部の出現

1970年代の韓国労働運動に現われる特徴の一つは、女子労働者による争議の展開である。71年には「国家保衛に関する特別措置法」が制定され、労働三権のうち団体交渉権と団体行動権は凍結されて、労使問題は官主導の調停に委ねられ、争議が発生した場合には警察力で弾圧した。このような労働政策の下で使用者側は不当労働行為を恣にし、しばしば労働関係法にも違反していた。

しかも、71年に始められた農村セマウル運動は、73年から工場にも拡大されることになった。職場セマウル運動の理念は労使の協調により、その一体感を高めながら生産性と所得の向上を図るというものである。だが運動の進め方は、礼儀の遵守、同僚の助け合いなど多様な倫理的実践や奉仕にまでおよび、「工場の仕事は自分の仕事のように、勤労者は家族のように」をスローガンとする家父長的労使関係が一層助長される結果になった。女子労働者は、労務管理、労働配置などで男子労働者の隷属的地位におかれるようになり、時には暴行、性的屈辱と侮蔑などの非人間的虐待行為の対象ともなった。また、女子従業員には、花嫁修行的良妻賢母育成の教育をも実施したりして従属的主婦の役割を強調するような傾向があらわれた。

企業は、産業合理化の名目で請負制・ノルマ制を導入して差別賃金制を強化した。その上、労働時間の延長、ないし労働強化、生理休暇、月次休暇、産前産後休暇の利用に対する圧迫、加えて、結婚退職制、女性早期定年制などにより、職場における女子労働者の地位は、きわめて不安定であった。しかし、大部分の女子労働者は、生存のための労働の現場で権利闘争を展開させて行くための知識をもち合せてはいなかった。組合の内部においてさえ、組合員としての意識化教育はほとんど考慮されていなかった。

このような状況の中で、産業社会の底辺に身を投じたUIMの実務者らの活動が、60年代の末期から一部の女子労働者たちの間に滲透していった。やがて権利意識に目醒めた女工たちの間に組合の組織化が進み、女子組合員数の増加にも繋がった。70年代韓国労総内の組合員総数のうち、女子の占める割合は、71年は25.1%であったが、75年には32.2%となり、その後は33%台へと進み、81年には、40.3%にまで増加している（表7参照）。

表 7 年度別労働組合および組合員数

(単位：個、名)

区分 年度別	組 合 数			組 合 員 数		
	本組合数	支 部 数	分 会 数	計	男 子	女 子 (%)
1971	17	446	3,061	497,221	372,575	124,646 (25.1)
1972	17	430	2,961	515,292	380,805	134,487 (26.1)
1973	17	403	2,865	548,054	392,071	155,983 (28.5)
1974	17	432	3,352	655,785	463,132	192,653 (29.4)
1975	17	488	3,585	750,235	508,966	241,269 (32.2)
1976	17	517	3,854	845,630	559,486	286,144 (33.8)
1977	17	538	4,042	954,727	634,961	319,766 (33.5)
1978	17	552	4,305	1,054,608	696,861	357,747 (33.9)
1979	17	553	4,394	1,088,061	723,583	364,478 (33.5)
1980	17	557	4,924	1,092,842	729,253	369,589 (33.8)
1981	産別連盟		単位労組	948,134	566,368	381,766 (40.3)
	16		2,618			

資料：韓国労総『事業報告』1982。

この過程で、労働組合の組織内に女子リーダーの出現を可能にしたことは注目に値する。すなわち、72年に、東一紡織仁川工場と釜山被服保税加工工場の組合において、韓国で初めて女子の支部長を選出した。続いて、73年には化学労組でも女子支部長が誕生した。これらを契機として、80年までに選出された労働組合の女子支部長は19名を数える。また、女子の分会長も、5,603分会のうち、186名にのぼる。17の産別組合の常任幹部としては、4か所の産別組合で婦女部長の職責を、そして、労総内の地位では婦女部長1名、常務執行委員1名を女性が占めた。こうした中で、労働組合に常勤する女子幹部数も急増した。72年は、22名であったが、77年には209名に、そして80年には、423名に達した⁽¹¹⁾ (表8参照)。80年の全体の女子幹部数は6,168名にのぼる。

労働組合の内部に女子幹部の増加を可能にした要因は、単に女子労働者の数的増加によることのみではない。それは何よりも、彼女たちの権利意識の自覚と、度重なる労働争議を通して彼女たちが自ら発揮した指導力に負うところが多い。儒教的伝統の根深い韓国の社会において女権の伸張が極めてむずかしい状況の中で、この事実は、まさに画期的な発展といってよからう。

70年代を通して数多くの労働争議の中で、女子労働者による代表的運動としては、全泰耆の母の李小仙を中心とする清溪被服労働組合結成運動、および元豊毛紡労働組合が女工たちの団結力によって、70年代の同業種の中では、最も良い労働条件を獲得して合理的な労使関係を貫徹した事例⁽¹²⁾などがある。また、外資系企業の韓国ファイザー、コントロール・データ、シグネティックなどは、特別な制約下でありながらも組合を通して労働条件を改善していった。さらに南榮ナイロンの賃上げ闘争や、ヘッテ製菓の8時間労働を要求する闘争なども、UIM や YWCA などの女性団体の支

注(11) 表8は前掲辛仁幹論文より再引用。

(12) 元豊毛紡では男子労働者が支部長になっても、原則を徹底的に守ることによって、女子組合員の意識の昂揚と組合員の信頼を基に組合活動を推進した(前掲辛論文221頁参照)。

表 8 女性幹部現況

(1980年4月末現在)

組合員	支部および分会数		支 部 長		副支部長		分 会 長		婦 女 部 長		その他の部長	
			常任	非常任	常任	非常任	常任	非常任	常任	非常任	常任	非 常 任
鉄 道	支部	12								12		
	分会	188										
織 維	支部	50	6	0	4	18	34	33	9	45		
	分会	265										
鉦 山	支部	48								6		
	分会	121										
電 力	支部	48								5		
	分会	158						2				
外国企業	支部	15						0		45		
	分会	264							4	6	2	
通 信	支部	10							4			
	分会	238										
運 輸	支部	14										
	分会	348										
海 員	支部	7							17			
	分会	9										
金 融	支部	39							55	4	27	
	分会	1,515										
専 売	支部	34				1	1	4	5	25		
	分会	345										
化 学	支部	121	6		12					85	66	
	分会	162										
金 属	支部	49	6		5	11	5	1	4	31		
	分会	234										
港 湾	支部	18										
	分会	200										
出 版	支部	14								17		
	分会	40								1		
自 動 車	支部	22	1						147	152		
	分会	652										
連 合	支部	45							3	13		
	分会	322					10	16		7		
観 光	支部	19								27		
	分会	42					1					
計	支部	565	19	0	21	30	0	0	261	338	68	737
	分会	5,603	0	0	0	0	54	132	0	80	0	266 > 1,003名

注：1) 支部：議長団，常執幹部。

分会：分会長。

2) 支部長19名。

3) 産別常任婦女部長4名。

資料：韓国労総『事業報告』1980，p.264。

援を得て成功した例といえる。⁽¹³⁾

その他にも，自立した女子労働者の組合結成や運営をめざす運動としては，泰光産業（トゥッソム地域），仁善社（トゥッソム），三星財閥系列会社の第一製糖（金浦），三元繊維（仁川），大平特殊繊維（富平），豊川化織（聖水洞），ミンソン電子（永登浦），大協（九老工団），湖南電機（光州），繊維労働組合全南地域支部等の女子労働者の動きをはじめ，多くの事例がある。それらの要求内容をみる

注 (13) 李効再『分断時代の韓国女性運動』御茶の水書房，1987年，218～221頁参照。

と、賃上げおよび未払い賃金の請求、法定労働時間の遵守、強制残業の撤廃、作業環境の改善、暴行の禁止、人権侵害反対、労働法の遵守、組合活動の保障、解雇・集団首切り等の不当労働行為への抗議、不当な官権の介入反対、など、女子労働者にとっては、まさに最小限の要求とも言うべきものであった。

しかしながら女工たちのこのような運動は、既存組合の御用化と相まって社会と言論界からも無視されたまま孤独な闘いに追い込まれ、そのために却って熾烈な展開をみせる場合が多かった。最も凄絶な争議例としては、78年、女子労働者による自主的組合を死守しようとして集団解雇の苦杯を嘗めた東一紡織女工の争議と、79年に経営不振を理由に職場から締め出された女子組合員が、工場閉鎖反対闘争の過程で国家権力の介入に迫られ、野党新民党舎で集団籠城したが、機動隊の催涙ガスや棍棒を使っての強制解散の渦中で、組合常任執行委員金晃淑（21歳）の死と共に生存権を踏みにじられたYH貿易事件がある。

いずれも、組合の主導権を握った女子労働者が闘争の過程でUIMの支援を得た事件であったが、この女工達の争議は多くの注目すべき問題点を浮びあがらせた。その後、政党、労働組合など各方面から労働政策の見直しの声があがり、そのなかには、賃金債権確保のための特別立法、労働組合法上の諸権利に対する制約の緩和など、多彩な提案が含まれていた⁽¹⁴⁾。

4 東一紡織女工の争議

東一紡織株式会社仁川工場の労働組合は、韓国労総傘下17の産業別組合のうちの全国繊維労働組合の一支部として、1946年3月に結成された。同工場は、テトロン等化学繊維・プリント地・綿織物などを生産している大手企業である。従業員数は、1,370人余、うち男子労働者が約300人余で、女子労働者は1,000人を越えていたが、組合の執行部は常に男子組合員によって占められていた。

しかし、1972年、この工場において初めて女子労働者を組合支部長として選出することに成功した。韓国女子労働史の上で注目すべきこの出来事は、まさにUIMとの数年にわたる関わりの中から実現したものであった。仁川に産業伝道委員会ができたのは1961年である。実務担当の牧師らは、産業宣教会を労働者教会と規定して、労働者を対象とする伝道活動を始め、労働者信用金庫、医療組合等を設立した。東一紡織の女工たちがUIMと関係をもつようになったのは、66年11月に女性牧師の趙和順が労働訓練のため6か月間、東一紡織の女工として働くようになってからのことである。

趙牧師は、高温の作業場で女工たちと共に皮膚病の苦しみを体験し、また種々の非人道的な処遇をうけては、互に憤怒し合いながら、同じ働く者の立場で低賃金、長時間労働、劣悪な作業環境について意見を交わすようになった。67年5月からは、仁川UIMの実務者となり、労働現場の諸問

注(14) 日本労働協会編『韓国の労働事情』1980年、59頁参照。

題を女工たちと討論する過程で聖書研究や趣味、教養を育てるための小グループ活動が始められた。

人格的な誇りに目覚めはじめた女工たちは、やがて勤労基準法（労働基準法）と労働組合に関する知識を習得するようになった。こうして72年までに、240名余の女工たちがグループ活動を通してUIMの会員になった。働く女性としての権利を自覚した彼女たちは、それまでの男工中心の組合運営を排して、72年の組合大会において第22代支部長に朱吉子を選出し、75年には二代目の女子支部長李英淑を生み出した。

女性中心の執行部は、作業環境の改善など女工たちの意見を反映させて組合員の権益活動をはじめた。家畜小屋同然であった宿舎は建てかえられ、職場には集塵機が据えられた。組合は、女工たちに対する月次および生理休暇を強く要求し、これを獲得した。また、三交代制の勤務時間が食事の時間に不都合なことから、会社側と折衝して、勤務中交代で30分の食事時間を確保したりした。こうして組合活動は活性化した。だが、75年末頃から、経営側は女工執行部による組合を解体させるために組合活動に介入しはじめた。

組合に対する会社の懐柔・弾圧策は執拗で徹底していた。76年4月の代議員大会は、経営側が動員した男子労働者たちの陰謀攻略に翻弄されて流会が続き、東一紡織組合は二つに裂れ、悪化の一路をたどった。李英淑支部長と李総角総務は警察に連行され、男工たちは、かつてに代議員大会を開いた。女工たちは、7月24日からハンスト籠城に入った。3日間のハンスト中、会社は水道と電気を切り、トイレの使用まで禁止した。機動警官が籠城の現場に立ち入った。籠城中の女工800余人は、自主的組合を死守するために素手で抵抗したが、強制的に解散させられた。この際に連行された者72人、卒倒または負傷した者は120人余あり、14人が福音病院に入院した。

繊維労働組合本部は、東一紡織支部を正常化させるために収拾対策委員長を派遣し、会社との間で団体協約を更新した。しかしその内容が、組合弾圧の先頭に立った班長以上の社員を組合に加入させるというものであったから、女工たちは強く反対した。女子組合員たちは闘争委員会を組織して、関係機関と社会団体に対して自分たちの権利の正当性を訴えた。その結果、77年2月6日、明洞カトリック文化会館で「事件解剖式」が举行されることになった。が、その直前に労働庁からの合意斡旋が伝達されて、2月28日に新しい代議員選挙が行われることになった。

だが、その選挙当日、男工175人が早朝突然に支部の組合事務室を占拠し、投票所と投票箱を破壊した。そこで、女工たちの団結はいっそう強まった。男工たちは、執行部の議席18のうち、10議席を男子組合員に提供するならば投票に応じると主張したが、女工たちは拒否した。そして、77年4月4日に至ってようやく代議員大会が開催され、李総角総務が東一紡織組合24代目、女性としては三代目の支部長に選出された。こうして、1年余にわたる試練を経て執行部の座を守り通した女工たちは、これまでの実績をふまえて組合運営についての自信を固めた。しかしながら、経営側に組した男子労働者の攻勢は終息していなかった。

翌78年2月21日の代議員選挙日には、またもや、男工たちによって投票箱は壊された。しかも、投票所に行く女子組合員たちに対しては、バケツで糞尿をあびせかけるといふ暴挙に出た。このよ

うな妨害をうけて新代議員の選挙が不可能になった東一紡織支部執行部に対して、組合本部は、規約第97条2項により事故支部の決定を下し、3月6日付で幹部全員を組合から除名処分⁽¹⁵⁾に付した。そのため、韓国労総と東一紡織女子組合員との対立は極度に悪化し、それは遂に3月10日の「労働節」の日の行事において爆発した。

この日、韓国労総は獎忠体育館で記念式典を挙行したが、東一紡織の女工80人余は、「東一紡織問題を解決せよ」と抗議の叫びをあげた。彼女たちは、直ちに組織行動隊員らに捕えられ、31人が警察に連行されて、残り50人余は強制退場させられた。それから2日後の3月12日、仁川塔洞天主教会で千人余が集まった労働節礼拝式において、趙和順牧師は東一紡織組合事件を報告した。そして、111人の東一紡織女工は、趙牧師と共に同聖堂地下室で無期限断食闘争に入った。

この事件を契機に、韓国教会宣教協議会に加入している各教団のUIM実務者13人は、「われわれの決議」という声明書を発表して東一紡織女工問題の解決を強く訴え、この日から無期限断食祈禱会に入った。韓国教会協議会の教団長たちは、崔圭夏國務総理に建議書を提出して、政府と教会間で円満な事態收拾のために努力することを提議した。その結果、3月20日に教会指導者と政府高官との話し合いが成功し、東一紡織事件を2月21日の代議員選挙以前の状態に戻すという約束をとりつけ、111人の女工は3月23日朝、13日間続いていたハンストを解いた。

しかし、会社側は4月1日、作業現場を無断で離れハンストに加担したという理由で、124人の女工たちを集団解雇した。こうして72年以来、女子労働者が苦しい闘いを通してようやく獲得した権利は、無惨にも踏みにじられた。78年11月7日、趙和順牧師は、大統領緊急措置第9号違反と集会および示威に関する法律違反の容疑で逮捕され、79年9月12日、最高裁によって徴役3年の判決をうけた。

全国繊維労働組合は、東一紡織を解雇された女工たちのブラックリストを作り全国に配して、彼女たちの再就職の道を阻んだ。だが彼女たちは、東一紡織復職闘争委員会(会長李総角)をつくり、解雇されてから2年を経過しても、なお、不屈の闘いをつづけた。東一紡織仁川工場の女子労働者の団結力と闘争力は、70年代韓国における先進的な労働運動を代表するものであったと言ってよからう。⁽¹⁶⁾

5 結びにかえて——女子労働者の人権宣言

1970年以降、組織労働者数は工業発展を反映して急速に増加した。71年の労働組合員数は49万7千人であったが、80年には、2.2倍の109万2千人(組織率19.2%)となった。そのうち、男子組合員

注(15) 5月1日のメーデーが社会主義的ということで、韓国では3月10日を「労働節」と規定し、メーデーに代えている。

(16) 東一紡織女工の争議については次のようなルポがあるので参照されたい。趙和順「民衆の娘たちとともに」前掲、『分断克服と韓国女性解放運動』。林正男「東一紡織事件の顛末」(『新東亞』1984年12月号、『韓国の労働者はいま』柘植書房、1985年)。金一哲前掲書『火花よこの闇を照らせ』。

は71年の約37万2千人から、80年には72万9千人と約2倍に増えたが、女子組合員は約12万4千人から、36万9千人へと伸びて3倍増を示した（表7参照）。

しかし70年代の労働運動は、国家の労使関係への介入が極大化し争議権の事実上の剝奪という条件のなかで、行政官庁等の政治的、法的制約が組合活動の背後に存在していたために、組合の上部組織による指導のもとに行われた組織的運動はほとんど見当らない。それにもかかわらず、現場の労働者による生存権闘争は活発に展開されたが、産別組合等はこれを結集させる役割を遂行できず、大部分の産別組合や地域支部などは、かえって下部組織（支部分会）の組合運営に対する抑制力として逆作用した。⁽¹⁷⁾ さらに、一部の男子組合員は組織内で女子組合員を差別し、組合の分裂を助長する使用者側とともに、自立した女子労働者の運動を迫害し抑圧した。⁽¹⁸⁾

そのことは、東一紡織女子労働者の組合活動を通して最も顕著に示された。闘争に立ち上った女工たちの大部分は貧農家庭の出身者であり、家族は平均5.5人、そして1人あるいは2人の弟妹の学資を助けていた。東一紡織で解雇された女工たちの学歴は、小学校卒が70%、中学卒25%で、高校卒業者は5%程度である。宗教的には、プロテスタントとカトリックのキリスト教徒が60%を数える。⁽²⁰⁾

ともあれ、70年代の韓国労働運動を女子労働者が高揚させた要因は、何であろうか。一般的には女子の場合、男子労働者よりも家族扶養の負担が軽く、また結婚すれば大部分が退職するので、解雇や投獄による前科というものが、その後の社会生活の上で男子労働者ほど深刻な意味をもたないことも理由としてあげられるが、辛仁矜女史は、さらに次の点を指摘している。

まず第1に、女子労働者が男子労働者よりも劣悪な労働条件の下におかれていたこと、しかも、各種の人格的侮辱、暴行をうける対象とされていたこと。第2に、女子労働力参与の数的増加と男尊女卑の家父長的伝統を基盤として、女性を安い労働力として利用し搾取する労働政策。そして、第3に、UIMなどの宗教団体が1960年代末から女子労働者に民主的意識と労働者の権利闘争のための意識化教育を支援した⁽²⁰⁾こと、などである。

東一紡織女工争議さなかの77年3月10日、韓国教会社会宣教協議会は労働節を期して、次のような「労働者人権宣言」を発表した。

「労働者の人権は天賦のものであり、社会発展と経済発展において重要な意味をもつ。したがって労働者の人権は法的に保障されねばならず、いかなる理由をもってしても侵害されてはならない尊厳なるものである。それにもかかわらず国家安保と経済発展という美名のもとに労働者の基本権

注(17) 1968～71年の4年間と、1975～78年の4年間を比較すると、前者の場合は争議発生件数428（うち調整329件、集団紛糾36件）であるが、後者においては争議発生が1,573件（調整1,132件、集団紛糾441件）に増加した。

(18) 隅谷三喜男「韓国の労働市場——その構造と機能（II）参照（『アジア経済』第16巻4号、1975年4月）。

(19) 金一哲前掲書183頁参照。

(20) 前掲辛仁矜論文190～191頁参照。

を侵害し、厳然と存在する労働法に違反することにより、労働者に非人道的苦痛を与えている事例が枚挙にいとまないことは真に遺憾きわまりないことであり、われわれは、これ以上許すことのできない犯罪であるとみなす。⁽²¹⁾ (後略)

ここには、労働の現場で数限りなく発生し続ける基本的人権の侵害行為を黙認することは、許すことのできない犯罪として、労働問題にとりくむ UIM の姿勢が明らかにされている。また、この日の記念ミサにおいて、韓国カトリック原州教区長池学淳は「労働者の人権を保障せよ」と題する講演を行った。

彼はその中で、「労働運動をあたかも何かの左翼運動のように扱ったり、労働運動家を容共分子に追いこむ事態をこれ以上絶対に容認してはならないということを、言葉と行動ではっきり宣布しなければなりません (中略)。なぜなら、最も抑圧され迫害されている人々の人間らしい尊厳性を追求するこの労働運動こそが、真理の道であり、愛の道であり、人間性の道であり、またキリストの道であるからであります⁽²²⁾」と述べ、現世の苦悩を運命として受け入れ、耐え忍ぶことを強いる宗教としてではなく、抑圧された民衆の側に立つキリスト教、まさに「民衆の神学」を力強く説いた。

60年代の末期から本格的な活動を開始した韓国の UIM は、政府の強圧的労働政策の下で使用者側が一方的優位に立ち、労働組合が本来の機能を欠いて弱体化している中で、労働者たちが部分的にでも主体性をとり戻すことができるように意識化することによって、労働運動の萎縮状態を打開しようとする使命感で働いた。そして、70年代の韓国労働運動を、とりわけ女子労働者の運動を陰に陽に支援することによって、量よりは質において成果をあげた。

しかしながら、女子労働者たちの自主的組合活動は、使用者側の強大な権力構造の下で挫折した。その背後には、UIM の活動を外部からの不純分子の介入として弾圧する政治的意図が濃厚であった。韓国労総内には組織行動隊が作られて、女子労働者たちと UIM との断絶が図られた。

東一紡織の女子工員として働いた仁川 UIM の牧師趙和順は、「女子労働者たちは賃金の問題以上に、人間らしい待遇をうけられない、という人権の問題で苦しみました⁽²³⁾」と告白している。彼女たちの頑強な闘争は、「職場の性差別を労働組合の活動を通して克服しよう⁽²⁴⁾」とする、まさに「女子労働者の人権宣言」そのものであったと言ってよからう。

1970年代の韓国労働史を代表する東一紡織女子労働者の闘争は、わが国をも含めて広くアジアの女子労働史において評価されるべきものがあるように思われる。

(百合学院講師)

注 (21) 李丞玉編『韓国の労働運動』社会評論, 1979年, 95頁。

(22) 前掲書, 98頁。

(23) 1978年7月25日付, 趙和順書簡(『韓国通信』34号所収)。

(24) 竹中恵美子『戦後女子労働史論』有斐閣, 1989年, 375頁参照。